

健発 1 1 1 2 第 1 2 号
平成 2 6 年 1 1 月 1 2 日
最終改正 健発 0 1 1 7 第 4 号
平成 3 0 年 1 月 1 7 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の
支給に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務の
国民健康保険団体連合会への委託について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）については、本年 5 月 3 0 日に公布され、平成 2 7 年 1 月 1 日に施行することとなるが、同法第 5 条第 1 項に規定する特定医療費（以下「特定医療費」という。）に係る診療（調剤）報酬の審査に関する事務について、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）へ委託する場合には、別添の契約書例に準じて委託契約を締結する取扱いとしたので、貴職におかれては、審査支払機関との連絡調整を図り、その事務が円滑に進められるようご配慮いただきたい。

なお、今回の契約は、公費負担医療を担当する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者が平成 2 7 年 1 月診療分（平成 2 7 年 2 月請求分）から請求する診療報酬等の審査支払事務の委託契約について都道府県と連合会が締結するものであることを申し添える。

別紙

契約書例

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条第1項第1号から第3号まで、第9号、第9号の2、第9号の5及び第10号に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払に関して、〇〇都(道府県)知事並びに別表1、別表2、別表3、別表4及び別表4の2に掲げる市町村長(以下「甲」という。)と〇〇都(道府県)国民健康保険団体連合会理事長(会長)(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、〇〇都(道府県)知事の別表5に掲げるA、C、F及びKを除く公費負担医療に関する費用の審査及び支払事務並びにA、C、F及びKに関する費用の審査事務を引き受けるものとする。

2 乙は、別表1に掲げる市長の別表5に掲げるEに関する費用の審査及び支払事務を引き受けるものとする。

3 乙は、別表2に掲げる市町村長の別表5に掲げるJに関する費用の審査及び支払事務並びに別表3に掲げる市町村長の別表5に掲げるJに関する費用の支払事務を引き受けるものとする。

4 乙は、別表4の2に掲げる市町村長の別表5に掲げるOに関する費用の審査及び支払事務を引き受けるものとする。

5 乙は、別表5に掲げるA、C、F及びKに関する費用の支払事務を引き受けるものとする。

第2条 乙は、公費負担医療を担当する保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)から所定の期日までに提出された診療報酬請求書及び調剤報酬請求書についてその内容を審査し、審査が終了した日の属する月の翌月の末日又は原則として20日(電子情報処理組織等を使用する場合の届出を行った医療機関等に限る。)までに医療機関等に対して診療報酬、調剤報酬及び訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)の支払を完了するものとする。

第3条 乙は、第2条に規定する審査が終了したときは、原則として審査が終了した日の属する月の翌月の7日までに甲に対して所定の書類を添えて、医療機関等に対する診療報酬等の支払に要する額の払込みを請求するものとする。

2 前項の請求を受けた甲は、原則として審査が終了した日の属する月の翌月の18日までに医療機関等に対する診療報酬等の支払に要する額を乙に払込まなければならないものとする。

第4条 乙は、別表5に掲げる各公費負担医療に関する費用の審査を終了したときは、審査が終了した日の属する月の翌月の〇日までに所定の書類を添えて〇〇都(道府県)知事に審査結果について報告するものとする。

2 ○○都(道府県)知事が前項の規定により乙より報告を受けたときは、審査結果を検討して診療報酬等の額の決定を行ったうえ、その月の○日までに乙に通知するものとする。

第5条 ○○都(道府県)知事及びが前条第2項の規定によって決定を行った結果乙が医療機関等に対して支払った診療報酬等に過誤を生じたときは、その過誤額は、乙が翌月以降において整理を行うものとする。

第6条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てるため、審査した診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書一件につき○○円を原則として審査が終了した日の属する月の翌月の25日までに乙に支払うものとする。

ただし、別表5に掲げるA、C、F及びKの費用については審査事務を委託する都道府県知事と支払事務を委託する市町村長が各々半額ずつ支払うものとする。

第7条 甲は、乙に対して、帳簿書類の閲覧及び説明を求め、並びに報告を徴することができる。

第8条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事業進行に著しく支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、3か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

第9条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第10条 この契約の有効期間の終了1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、終期の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものとみなす。

第11条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、○○都(道府県)知事並びに甲乙が協議のうえ定めることとする。

以上契約の確定を証するため本書二通を作成し、双方署名押印のうえ各一通を所持するものとする。

なお、○○都(道府県)知事は別表1、別表2、別表3、別表4及び別表4の2に掲げる市町村長から本契約に関する委任を受けているものである。

平成 年 月 日

○○都(道府県)知事

氏名

印

○○都(道府県)国民健康保険団体連合会

理事長(会長)氏名

印

別表 1 (指定都市及び中核市を除く保健所設置市長)

〇〇市長

別表 2 (指定都市及び中核市を除く社会福祉事務所設置市町村長)

〇〇市長

〇〇町長

〇〇村長

別表 3 (指定都市及び中核市を除く児童相談所設置市長)

〇〇市長

別表 4 (指定都市及び中核市を除く市町村長)

〇〇市長

〇〇町長

〇〇村長

別表 4 の 2 (指定都市を除く市町村長)

〇〇市長

〇〇町長

〇〇村長

別表 5

- A 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第23項の自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第1号の育成医療に関する給付及び同令第1条の2第2号の更生医療の給付(法別番号15、16)
- B 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号の精神通院医療の給付(法別番号21)
- C 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項の療養介護医療の給付(法別番号24)
- D 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条第1項により費用の負担が行われる医療に関する給付(法別番号20)
- E 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項又は第37条の2第1項により費用の負担が行われる医療に関する給付(法別番号10、11)
- F 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条の養育医療の給付(法別番号23)
- G 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付(法別番号51)

- H 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第2項の医療に係る療養の給付(法別番号17)
- I 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2の小児慢性特定疾病医療に係る医療の給付(法別番号52)
- J 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条の助産施設への入所措置、同法第27条第1項第3号の措置、同条第2項の委託措置又は同法第33条の一時保護に係る医療の給付(法別番号53)
- K 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費の給付又は同法第21条の6の措置(法別番号79)
- L 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20第1項の障害児入所医療の給付(法別番号79)
- M 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項の規定による費用の負担が行われる結核患者以外の感染症患者に係る医療の給付(法別番号28、29)
- N 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」によるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン治療に係る医療の給付(法別番号38)
- O 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の特定医療費の給付(法別番号54)